

## 令和4年度 甲賀市木造住宅耐震改修等事業補助候補者募集要項

本要項は、甲賀市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成17年甲賀市告示第51号）（以下「告示」という。）第7条第2項に基づき、令和4年度甲賀市木造住宅耐震改修等事業補助金交付事業における補助候補者の公募の方法、期間その他を定める。

### 公募の方法

広報紙、市ホームページその他の方法で補助候補者の公募を周知する。

補助候補者の申し込みは、別紙木造住宅耐震改修等事業補助金交付事業補助候補者申込書に必要事項を記載して受付期間内に提出するものとし、申込書類の審査により、補助候補者を決定する。

### 補助対象建築物

耐震診断の結果、上部構造評点等が0.7未満とされた建築物で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものを除く。

- ① 市内に存する木造住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- ③ 延べ面積の過半の部分が現に住居として使用されているもの
- ④ 階数が2階以下かつ延べ面積が300㎡以下のもの
- ⑤ 木造軸組工法のもので、枠組壁工法又は丸太組工法の住宅ではないもの
- ⑥ 旧建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条に規定する大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの
- ⑦ 補助金交付決定までに対象工事に着手していないもの

### 補助対象者

補助対象建築物の所有者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- ① 他の制度による補助等を受けていない者。ただし、併せて行われる工事で、告示による補助金の補助対象とならない工事については、この限りではない。
- ② 過去に告示による補助金の交付を受けていない者
- ③ 令和5年2月28日までに耐震改修工事を完了する見込みのある者
- ④ 世帯員の全てが市税を滞納していない者

### 補助金の額

- ① 耐震改修事業費補助

補助対象経費の80%、かつ、1戸当たり100万円を限度とする。

ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

② 割増補助（補助対象工事費が100万円を超える場合に適用する。）

主要道路沿い割増補助（緊急輸送道路沿等） 上限5万円

高齢者世帯割増補助（65歳以上の方がいる世帯） 上限5万円

子育て世帯割増補助（中学生以下の方がいる世帯） 上限5万円

内覧会割増補助（工事中、完成後に実施する場合） 上限5万円

びわ湖材利用耐震改修モデル事業費

びわ湖材利用数量に応じた額（5万円から20万円）

ただし、主要道路沿い割増補助、高齢者割増補助及び子育て世帯割増補助の合計金額は、滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱に準じて算出する。

補助金の額は、予算の範囲内で決定する。

### 公募の期間

募集件数 2件

受付期間 令和4年6月1日（水）から令和4年6月30日（木）までの  
執務日の8時30分から17時15分まで

受付場所 甲賀市役所建設部住宅建築課

### 補助候補者の決定までの流れ

① 申込書の提出、受付

② 書類審査

③ 補助候補者の決定

### 申込者が募集件数を越えた場合の抽選会

実施日時 令和4年7月7日（木）14時30分から

抽選会場 甲賀市役所2階 会議室202

抽選会の参加 参加、不参加は自由とする。

代理抽選等 申込者から委任を受けた方は、抽選に参加可能とする。

申込者、受任者等が参加できない場合には、申込者に代わり、市職員による抽選を行う。

### 申込者が募集件数に満たない場合

受付期間を令和4年8月31日（水）まで延長し、先着順に書類審査し、補助候補者を決定する。